

○龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱

平成29年4月25日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア団体その他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進等に資する事業を実施する場合に、予算の範囲内において龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進及び利用啓発に関する事業
- (2) 龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の活性化及び利用環境の整備に関する事業
- (3) その他龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進に寄与すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 事業及び支出の根拠が不明確な事業
- (2) 法令等に抵触する事業
- (3) 政治又は宗教を目的とする事業
- (4) 市が実施する他の補助金の交付を受けている、又は受けようとしている事業（当該事業のうち、事業経費に当該他の補助金を充当しないことが明らかである事業が含まれている場合の、当該他の補助金を充当しない部分の事業を除く。）
- (5) その他市長が不相当と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の範囲内とし、1事

業につき30万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分及び補助対象事業の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、事業の実施日の1月前までに龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請団体等に通知するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体等（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該変更等の可否を決定したときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のうちいずれか早い日までに、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、龍

ケ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の目的以外の使途に充てたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。
- (4) 補助対象事業について不正な事実があったとき。
- (5) その他法令等又はこれに基づいた処分に違反したとき。
- (6) 交付決定額より当該年度の補助対象事業に要した経費の総額が少ないとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請団体等 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名

印

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付申請書

下記の事業について、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の概要	事業の名称	
	事業の実施場所	
	事業の目的	
	事業の内容	
	事業の期間	
	事業費総額	円
	補助金交付申請額	円
	添付書類	1 事業計画書 2 予算収支明細書 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請団体等 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金について、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第5条の規定により審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

印

記

事業の名称	
事業の内容	補助金交付申請書のとおり
交付・不交付の別	交付・不交付 (不交付の理由： )
補助金の額	円
交付の条件	
備考	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名 印

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた  
年度に係る龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金の事業の内容を変更したいの  
で、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第6条第1項の規定による承認を得  
たく、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容の変更の概要

補助対象事業の名称	
変更・中止・廃止の別	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
事業内容(変更・中止・廃止)の理由  (変更の場合は、その内容)	
事業費総額	円
事業内容変更の年月	

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第6条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

補助事業者 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により通知した龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金について、年 月 日付けの申請により下記のとおり変更したので、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

- 補助対象事業の名称
- 変更・中止・廃止の別
- 補助金の交付の金額等

変更前の交付決定額	円
変更増減額	円
変更後の交付決定額	円

- 変更の場合は、その理由

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名 印

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金実績報告書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金に係る事業が完了したので、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の概要

補助対象事業の名称	
事業の実施日	
事業費総額	円
補助金の交付決定額	円
交付済額	円
事業の成果	

2 添付書類

- 収支決算書
- その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

補助事業者 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった下記の事業について、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第8条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

事業の名称		
補助金の額	交付確定額	円…①
	交付済額	円…②
	差額	円…①-②
備考	交付済額が交付確定額を上回る場合の差額は、別添返納通知書兼領収書により、年 月 日までに龍ヶ崎市に返納すること。	

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

補助事業者 住所(所在地)  
団体等名称  
代表者氏名

印

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付請求書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付の決定を受けた龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金について、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業の名称		
補助金の額	既通知済額	円…①
	既交付額	円…②
	今回請求額	円…③
	未交付額	円…①-②-③
備考		

振込先	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	本店 支店	店番号				
	口座番号 (普通口座に限る。)						
	フリガナ						
	口座名義人						

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)